

第7回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年11月29日 午前10時00分 招集
2. 令和6年12月2日 午前10時00分 開議
3. 令和6年12月2日 午前11時39分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
市 民 課 長	甲 斐 直 喜	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信	住 環 境 課 長	村 上 勇 一

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 14 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 81 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 82 号 | 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について |
| 日程第 4 | 議案第 83 号 | 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 5 | 議案第 84 号 | 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 6 | 議案第 85 号 | 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 7 | 議案第 86 号 | 令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 8 | 議案第 87 号 | 令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 9 | 議案第 88 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 10 | 議案第 89 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設） |
| 日程第 11 | 議案第 90 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター） |
| 日程第 12 | 議案第 91 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設） |
| 日程第 13 | 議案第 92 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村） |
| 日程第 14 | 議案第 93 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館） |
| 日程第 15 | 議案第 94 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設） |
| 日程第 16 | 議案第 95 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設） |
| 日程第 17 | 議案第 96 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設） |
| 日程第 18 | 議案第 97 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園） |
| 日程第 19 | 議案第 98 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド） |

- 日程第 20 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）
- 日程第 21 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）
- 日程第 22 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）
- 日程第 23 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）
- 日程第 24 議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）
- 日程第 25 議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）
- 日程第 26 議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）
- 日程第 27 議案第 106 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています出席者名簿のとおりであります。

はじめに、本日、市長から全員協議会の開催要請がありました。本日の全日程終了後は、全員協議会規程第 1 条第 1 項の規定に基づき、全員協議会を開催いたしますので、散会後は全員協議会室にお集まりください。会場は全員協議会室ですので、お間違えのないようお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 報告第 14 号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、報告第 14 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

教育部教育課長の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） おはようございます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。報告第 14 号、専決処分の報告につきまして、報告をさせていただきます。

提案理由です。本件は、令和 6 年 8 月 31 日、阿蘇市黒川において発生した公用車の物損事故について、同年 11 月 15 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

2 ページ、専決処分書を御覧ください。まず、損害賠償の相手については、記載のとおりです。

次に、事故の内容です。令和 6 年 8 月 31 日、午前 9 時 20 分ごろ、市道踊山線、阿蘇小学校の南側から 200 メートルほど進んだ付近において、道路に面する宅地から進入してきた甲の車両と教育部教育課職員が運転する公用車が衝突したものです。

次に、損害賠償の額です。甲は市の損害額 44 万円のうち、35 万 2,000 円を払う。市は甲の損害額 47 万 1,000 円のうち、9 万 4,200 円を支払う。過失割合は、甲が 8 割、市が 2 割です。なお、和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明をさせていただきます。本件については、大阿蘇元気ウオーク準備のため、市道踊山線を同乗者の職員 1 名と公用車で移動中に、見通し不良の甲の宅地から出てきた車両と衝突に至ったものです。ドライブレコーダーの画像等も確認しましたが、生け垣に隠れた宅地から通過直前に車が飛び出しており、甲の車両を完全に回避することは困難ともいえる状況でした。スピードを出していなかったことが、大きな事故につながらなかったと見ているところです。

業務中の安全運転の徹底につきまして、同乗する職員も含めた十分な安全確認など安全運転に努めるよう指導を継続し、課内全体での一層の事故防止に今後も努めてまいります。

以上、報告させていただきました。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 2 議案第 81 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、議案第 81 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 3 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 81 号、

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。4 ページ下をお願いいたします。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

今回、刑法等の一部の改正によりまして、刑法の中に文言として入っておりました「懲役」及び「禁錮」この二つの言葉が廃止をされまして、令和7年6月1日以降は「拘禁刑」に統一がなされます。この用語の一本化、統一化によりまして、市の条例全部で8本になりますけれども、8本の条例中、欠格事項や罰則として定められている「懲役」また「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改正するものでございます。

5 ページからの新旧対照表をもとに御説明を申し上げます。まず、第1条、阿蘇市表彰条例。一つ飛びまして第3条、阿蘇市一般職の給与に関する条例。

7 ページにいていただきまして、第4条になります。阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例、これにつきましては「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの。

戻っていただきまして、5 ページの第2条をお願いします。5 ページ、第2条、阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例、これにつきましては「禁錮」の刑を「拘禁刑」に。

7 ページ、第5条になります。第5条の第1号、阿蘇市野生動植物保護条例、第2号、阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例、第3号、阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例、第4号、阿蘇市議会個人情報保護条例、これにつきましては「懲役」の文言を「拘禁刑」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年6月1日でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。ただ今、説明のありました議案第81号から議案第88号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」までは、各常任委員会に付託いたします。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第81号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第3 議案第82号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3、議案第82号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました議案第82号、令和6年度阿蘇市一般会計補正予算

(第7号)について、御説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いします。まず、第1条になります。今回の補正予算(第7号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,187万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ193億4,083万5,000円と定めております。

その下の第2条及び第3条については、5ページ以降で説明させていただきます。

まず、5ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正につきましては、追加分7件でございます。そのうち6件は別途議案として挙げておりますが、今年度末をもちまして、指定期間が満了を迎える指定管理施設の来年度以降の委託料をそれぞれ追加しております。

続いて、6ページをお願いします。6ページは第3表、地方債補正といたしまして、追加分1件、変更分2件を計上しておりますが、財源組替えも含めまして、いずれも建設課所管の道路、橋梁関連事業分の記載になります。

それでは、主な歳入予算について御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。9ページの一番上の行になります。左端の目の森林環境譲与税につきましては、交付額がおおむね確定しましたので、今回、充当可能な450万6,000円を追加計上しております。

続いて、その一つ下になります普通交付税につきましては、既に交付額が約60億円と確定しておりますが、そのうち必要な財源分といたしまして、こちらの800万円を追加計上しております。

続いて、13ページをお願いします。13ページ、一番上の段の雑入になります。後期高齢者医療療養給付費負担金返還金(令和5年度分)につきましては、昨年度の精算金といたしまして、県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございまして、4,349万3,000円を計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。17ページをお願いします。17ページから次のページにかけては、戸籍住民基本台帳費になります。右端説明欄に括弧書きで振り仮名記載対応と書かれた予算費目がいくつかございますが、こちらは戸籍の氏名に振り仮名を記載する改正戸籍法が来年の5月26日に施行されることに伴いまして、本庁敷地内にユニットハウスを設置しまして、受付・審査・入力などの事務を確実に円滑に進めていくための費用といたしまして、関連経費の合計で636万円を計上しております。

続いて、19ページをお願いします。款項目番号で申し上げますと、3の1の3、障害者福祉費になります。ページ一番下の自立支援給付費につきましては、3年に一度の報酬単価改定に加えまして、各種加算が新設、拡充されたことなどによりまして、8,278万4,000円を追加計上しております。なお財源につきましては、4分の3を国県支出金で対応することとしております。

次に、25ページをお願いします。農林水産業費になります。25ページ、左端の目5農地費の地域密着型農業基盤整備事業負担金(第五阿蘇地区)につきましては、農村公園あびか周辺の揚水機工事に伴いまして、事業費の1割を県に負担するため、55万円を計上しております。

続いて、26 ページをお願いします。26 ページ、款項目番号で申し上げますと、5 の 2 の 2、林業振興費になります。12 番、委託料の森林経営管理制度業務委託料につきましては、事業者からの申請に基づく林道整備などの森林整備事業等の増加に伴いまして、森林集約化協議会への委託料といたしまして、700 万円を追加しております。なお財源につきましては、全額を森林環境譲与税で対応することとしております。

また、その二つ下になります林道維持管理工事につきましては、林道阿蘇東部線山崎橋付近の段差解消に伴う改修工事費といたしまして、200 万円を追加計上しております。

次に、27 ページをお願いします。商工費になります。27 ページの左端の目 5 夢の湯管理費につきましては、ボイラー入替工事の 500 万円を全額減額いたしまして、新たにその一つ下のボイラー熱交換器整備工事の 150 万円に予算を組み替え、事業費及び燃料代の節減につなげていく計画でございます。

続いて、28 ページ、土木費になります。28 ページの下から 3 行目の道路維持工事といたしまして、800 万円を追加計上しております。こちらは上荻の草線及び熊牧場線の維持工事になります。

続いて、31 ページをお願いします。教育費になります。31 ページの上から 2 行目、教員用教科書・指導書・指導教材等につきましては、4 年に一度の中学校の教科書改訂に伴いまして、8 月末に教科書選定が行われ、今年度中に購入し、準備をしておく必要がございますので、2,094 万 7,000 円を計上しております。

続いて、32 ページになります。32 ページの中段、款項目番号で申し上げますと、10 の 3 の 1、河川等災害復旧費の現年補助災害復旧工事につきましては、8 月末の台風 10 号の影響を受けまして、小堀線の道路損壊に伴う復旧工事といたしまして、800 万円を計上しております。

最後に、33 ページをお願いします。今回の補正予算で残った財源につきましては、予備費に 81 万 2,000 円を追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 83 号 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 4、議案第 83 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課部長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました議案第 83 号、令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特

別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

資料は別冊 2 になります。1 ページをお開きください。本補正予算は、第 3 号補正となります。歳入歳出予算補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 870 万円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入になります。款 5 国庫支出金、目 8 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして、364 万円を増額補正いたしております。事業の内容については、歳出で御説明申し上げます。

続きまして、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして、230 万 7,000 円を減額いたしました。

続きまして、7 ページをお願いいたします。3 の歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費です。先ほど歳入で申しました社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を財源といたしまして、節 11 役務費の通信運搬費の増額、同じく節 12 委託料におきまして、システム改修費の財源変更を行っております。こちらにつきましては、本日から移行するマイナ保険証に関しての対応となっております。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 84 号 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、議案第 84 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今、議題としていただきました議案第 84 号、令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

資料は別冊 3 になります。別冊 3 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 3 号補正となります。

歳入歳出予算補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 40 億 9,409 万 5,000 円と決めました。

次に、6 ページをお願いいたします。2 の歳入になります。一番上になります款 5 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきまして、過年度分といたしまして 263 万 9,000 円を計上いたしました。理由といたしましては、令和 5 年度の実績に基づく決定によるものであります。

次に、7 ページをお願いいたします。3 の歳出になります。下段になります款 2 保険給付費、目 1 介護サービス給付費です。先ほど歳入で説明いたしました支払基金交付金を充当い

たしまして、財源の調整を行っております。それに伴い、8 ページの予備費を同額調整いたしました。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第85号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第6、議案第85号「令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今、議題としていただきました議案第85号、令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

資料、別冊4の1ページをお開きください。本補正予算は、第3号補正となります。

歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,467万2,000円と定めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。款4繰入金、項1一般会計繰入金です。保険基盤安定繰入金を773万2,000円減額し、1億4,637万4,000円といたしました。理由といたしましては、令和6年度分の額の確定によるものであります。

次に、7ページをお願いいたします。3の歳出です。款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、先ほど歳入で御説明いたしました保険基盤安定分減額分の同額を減額しております。

次に、款4諸支出金、目1一般会計繰出金です。令和5年度分の精算金といたしまして、246万3,000円を計上し、調整として予備費について同額を減額しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第86号 令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第86号「令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました議案第 86 号、令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明させていただきます。

別冊 5 でございます。めくりまして 1 ページ目でございますけれども、令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算書でございます。

第 1 条、令和 6 年度阿蘇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は次に定めるところによります。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正します。こちらは 6 ページからの予算明細書で御説明いたします。

めくりまして、7 ページの上水道事業収益、営業収益、給水収益であります。こちらは後ほど述べます支出のほうとのバランス上、使用料金を増加として加算しまして、200 万円を増額補正しました。同様に款 2 簡易水道事業収益につきましても、水道料金の収入を増額加算しまして 116 万 2,000 円追加し、合計 316 万 2,000 円を補正し、収益的収入合計を 5 億 254 万 4,000 円といたしました。

8 ページの上水道事業費用、営業費用であります。こちらのほうは主な補正内容として、動力費、電力量ですけれども、高騰に伴いまして 600 万円追加しております。

また、委託料のほうで水質検査委託料ですけれども、こちらのほうは 200 万円追加しております。

また、老朽化による施設管路を含め修繕費の増加に伴い、200 万円を含め 790 万円を増加補正。また、簡易水道事業費用、営業費用についても、80 万円を増加補正し、上款合わせました補正額 870 万円を増額し、また予備費のほうを使用するということで、500 万から 300 万円減額補正しております。こちらのほうで収益的支出合計を 5 億 13 万円といたしました。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 87 号 令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 8、議案第 87 号「令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今、議題としていただきました議案第 87 号、令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明させていただきます。

別冊の 6 になります。1 ページ目でございます。令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）第 1 条、令和 6 年度の阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、

次に定めるところによります。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出を次のとおり補正します。こちらは、8 ページからの予算明細書で御説明いたします。

9 ページからになります、主な補正内容として 9 ページの款 1 公共下水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総経費のうち、人件費として節 2 給料 200 万円減額の上、節 24 委託料、こちらを 350 万円増額補正しまして、合計 198 万 5,000 円増額補正して、収益的支出合計を 5 億 4,634 万 4,000 円といたしました。

11 ページの款 1 公共下水道事業資本的収入、項 3 負担金等、目 3 受益者負担金、節 1 受益者負担金を 355 万 3,000 円増額補正しまして、資本的収入合計を 2 億 1,675 万 4,000 円といたしました。

12 ページの款 1 公共下水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管路建設費、節 2 給料等の人件費を 71 万 4,000 円増額補正しまして、資本的支出合計を 3 億 8,824 万 9,000 円といたしました。

収益的支出及び資本的収入支出の変動により、2 ページに戻りますけれども、第 3 条、予算第 4 条、本文括弧中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 7,149 万 5,000 円は、当年度分、損益勘定留保資金等で補填いたします。

続きまして、3 ページをお願いいたします。第 4 条、予算第 9 条に掲げる職員給与費の金額を当初は 4,914 万 9,000 円でしたけれども、4,298 万 3,000 円と改めました。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 88 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 9、議案第 88 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書に戻っていただきまして、10 ページをお願い申し上げます。

ただ今、議題としていただきました議案第 88 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成団体の議決において同文議決を求めるものでございます。

11 ページの新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。別表第 2、組合の共同処理

する事務、このうち第 3 条、第 10 号に関する事務、この事務につきましては、交通災害見舞金事業でございます。市町村が掛金を負担、地域住民の方が事故に遭われた場合に、治療日数等に応じ見舞金として、お支払いを行う事業でございます。

この事業につきまして、構成団体であります山鹿市が、令和 7 年 3 月 31 日をもって、この共同処理する事務から脱退することとなりましたので、構成いたします 70 団体の同文による議決をもって、熊本県市町村総合事務組合の規約一部改正となるものでございます。

この規約につきましては、令和 7 年 4 月 1 日の施行となるものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 10、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」から日程第 27、議案第 106 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」までの 18 件につきましては、それぞれの所管の委員会が異なり、付託先の委員会をまたぐことから、会議規則第 37 条、第 3 項の規定により、委員会付託を省略、本日、全議員が揃う本会議での審議とし、質疑、討論、採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号から議案第 106 号までの 18 件につきましては、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

なお、本議題への質疑は、全議員が可能でありますことを申し添えます。

日程第 10、議案第 89 号、「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 12 ページをお願い申し上げます。

ただ今、議題としていただきました議案第 89 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、公の施設の指定管理者を選定したいので、地方自治法第 240 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続に関する条例第 5 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

中段から御説明を申し上げます。公の施設の名称、阿蘇市光ネットワーク施設。

指定管理者に指定する団体、一般財団法人阿蘇テレワークセンター。代表者は、代表理事

佐藤義興でございます。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年間。

本施設につきましては、非公募での募集といたしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第89号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）

○議長（菅 敏徳君） 日程第11、議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして13ページ、議案第90号をお願い申し上げます。

提案理由につきましては、同一となりますので、以後、省略をさせていただきますので、御了解のお願いを申し上げます。

中段からになります。公の施設の名称、阿蘇市農村環境改善センター。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。代表者は、代表取締役社長佐藤義興。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年間。

本施設につきましては、公募での募集といたしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 90 号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）

○議長（菅 敏徳君） 日程第 12、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 14 ページ、議案第 91 号をお願い申し上げます。

中段からになります。公の施設の名称、阿蘇市高品質堆肥製造施設。

指定管理者に指定する団体、阿蘇農業協同組合。代表者は、代表理事組合長 原山寅雄氏でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、非公募での募集といたしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 91 号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 15 ページをお願い申し上げます。

議案第 92 号でございます。公の施設の名称、阿蘇市古代の里キャンプ村。

指定管理者に指定する団体、手野きよら会。代表者は会長であります三城正明氏でございます。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、公募の結果、2 者から応募がっております。事業計画等のヒアリングを実施した上で、指定管理候補者選定委員会において、今回、手野きよら会を候補者と決定したいところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

今、2 社ということですが、きよら会に決定したことは何もありませんが、もう 1 者の名前は公開できますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問ですけれども、もう 1 者については、この場では回答を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 92 号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）

日程第 15 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 14、議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」及び日程第 15 号、議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」の 2 件については、

施設が隣接していることから、まとめて公募を行っております。

よって、会議規則第 35 条の規定により、一括議題とし、一括して採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 93 号及び議案第 94 号の 2 件を一括議題とし、一括して採決まで行うことに決定いたしました。

日程第 14、議案第 93 号及び日程第 15 号、議案第 94 号を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、一括議題としていただきました 16 ページ、議案第 93 号、公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）及び 17 ページ、議案第 94 号、公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）について、御説明を申し上げます。

先ほど議長の方から説明がありましたとおり、この二つの施設につきましては、同一の敷地内関連施設でございますので、一括して募集を行っております。

まず、16 ページ、議案第 93 号をお願いいたします。公の施設の名称、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館。

次に、17 ページ、議案第 94 号、公の施設の名称、阿蘇市森の体験交流施設でございます。

指定管理者に指定する団体は、いずれも所在地が高知県高岡郡中土佐町大野見神母野 652 番地、J P T T o u r s J a p a n 株式会社。代表者は代表取締役 米元一泰氏でございます。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては公募での募集といたしております。J P T T o u r s J a p a n 株式会社については、令和 4 年 10 月から 2 期目の指定管理となっております。

以上、2 件を一括して御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 93 号及び議案第 94 号の 2 件について、一括して採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 93 号及び議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）

○議長（菅 敏徳君） 日程第 16、議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 18 ページをお願い申し上げます。

議案第 95 号、公の施設の指定管理者の指定について。

公の施設の名称は、阿蘇市農林水産物処理加工施設。

指定管理者に指定する団体、有限会社工房阿蘇ものがたり。代表者は、取締役社長 大塚一雄氏でございます。

指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、公募での募集といたしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 95 号について採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）

○議長（菅 敏徳君） 日程第 17、議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 19 ページ、議案第 96 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

公の施設の名称、阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設。

指定管理者に指定する団体、一般社団法人阿蘇市門前町商店街振興協会。所在地は阿蘇市

一の宮町宮地 1865 番地。代表者は、代表理事 杉本真也氏でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、四季彩いちのみやでございます。公募の結果、2 者が応募。事業計画等のヒアリングを実施した上で、指定管理候補者選定委員会において、候補者として決定したところでございます。門前町商店街振興協会については、初めての指定管理となります。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

この施設は夏頃から、以前は J A がやっていたんですけども、J A が撤退するということ、農家の間で非常に問題になった施設であります。所管のほうで J A がなぜ撤退したのかというような情報等があれば、ここで説明を求めたいと思いますが、何か入っていますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の御質問でございますが、8 月に、J A 阿蘇さんに、今回の指定管理について、お尋ねをさせていただいております。その際に、人手不足とか、そういったところで管理が困難という御意見をお聞きしています。

それから、今後、令和 8 年に農協が県下全体で合併する計画があり、そういったところで、果たしてその後、受託できるかというふうなところの懸念もあったようでございます。理由としては、そういう点だということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 農協が人手不足ということですけど、商店街でもどこでも人手不足なんです。一つの話として、トイレの改修を要望したけどしてくれなかったという話も聞きますが、そういった事実はありますか。

それと公募についてですが、公募もインターネット、ホームページ上で公募しているだけで公募の仕方が悪いという意見もありますが、公募はどのような形でされましたでしょうか。

それと、経営力について、商店街の方々なんで経営はプロではありますが、その経営力をどのように判断されたのか。その 3 点についてお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） まちづくり課のほうからは、トイレの件で御回答をさせていただきますが、そういった要望は受けております。

新年度に、一応、予算要求をしていきたいなというふうなことは思っております。現在、そのような感じでございます。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 公募周知の件についてお答えしたいと思います。募集にあたっては、6 月に告示を行いまして、その後ホームページ掲載、また「広報あそ」の 7 月号

で募集したところでございます。

あと、経営力の判断というところでございますけれども、プレゼンテーションの場を設けて、審査会、選定委員会を開き、慎重審議した結果がこういうことでございまして、募集要項の中に、審査の基準というものがございます。その中で、経営等の審査も行ったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 公募については、市の職員の中にも関係者もおられたりしますので、インサイダー的な見方をされないように、もうちょっと公平に、いろんな形で周知できるように心がけていただきたいと思います。

それと、経営力については、社団法人ですけど、資本金は持っておられるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） すみません。今この場に資料がございませんので、お答えできません。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 経営力等につきましても、まず、応募書類の中で貸借対照表、決算状況等を出していただいております。その中でも、この団体については問題ないというふうな判断をいたしたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 先ほど、まちづくり課長のほうから、以前JAからのトイレの改修要望はなかったというような回答だったと。あったんですか。あったんですね。

それで、それについては、まちづくり課のほうでは対処する計画はあったのか、その点、確認をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 先ほども答弁させていただいたんですけども、新年度に予算要求のほうを考えていきたいというふうなことで考えておりました。

○議長（菅 敏徳君） 12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） それはJAのほうには、ちゃんとつないでいたんですか。新年度で予算要求をしたいという、JAからそういう要望があって、まちづくり課としても、その改修をしたいというふうな考えを持って、予算要求をしたいというふうな考えを持っていたということは、JAのほうにはちゃんと連絡はしていたんですか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 8月の時点では、まだ、そのような結論には至っておりませんでしたので、その段階では触れておりませんでした。

今回、新年度に予算を計上するということで、それまでの間で検討して、一応、計上していこうかなということです。なので、その段階においては、まだ、回答はできない段階でございました。

○議長（菅 敏徳君） 他にありませんか。

市原議員、質問が4回目になります。あとで個人的に聞いてください。
他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第96号について採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）

日程第19 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）

日程第20 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）

日程第21 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第18、議案第97号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」から日程第21、議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」までの4件につきましては、まとめて公募を行っております。

よって、会議規則第35条の規定により、一括議題として、一括して採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号から議案第100号までの4件を一括議題とし、一括して採決まで行うことに決定いたしました。

日程第18、議案第97号から日程第21、議案第100号までの4件を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

ただ今、一括議題としていただきました 20 ページ、議案第 97 号から 23 ページ、議案第 100 号について御説明を申し上げます。

この 4 施設につきましても、議長の説明にありましたとおり、関連もしておりますので、一括して募集を行っております。

それでは、まず 20 ページ、議案第 97 号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称、阿蘇市一の宮運動公園。

次に、21 ページをお願いします。議案第 98 号になります。公の施設の名称、阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド。

次に、22 ページ、議案第 99 号をお願いします。公の施設の名称、阿蘇市一の宮体育館。

23 ページ、議案第 100 号になります。公の施設の名称、阿蘇市就業改善センター。

この 4 施設につきまして、指定管理者に指定する団体はいずれにつきましても、株式会社 A S O ワークネット。代表者は、代表取締役社長 佐藤義興でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、公募での募集といたしたところでございます。

以上、4 件を一括して御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 97 号から議題第 100 号までの 4 件について一括して採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 97 号から議題第 100 号までの 4 件は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）

○議長（菅 敏徳君） 日程第 22、議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 24 ページ、議案第 101 号をお願い申し上げます。

議案第 101 号、公の施設の指定管理者の指定について。

公の施設の名称、阿蘇市農村公園あびか。

指定管理者に指定する団体、株式会社 A S O ワークネット。代表者は、代表取締役社長佐藤義興でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、公募での募集といたしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） あびかですが、これは北塚の先にブルーベリー園で使っていた農園があったと思うんですけど、あれは範囲に入るんですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 指定管理の範囲には入っていないというふうに記憶しております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 今回、この形で議案は出ていますが、あそこもどう管理しているのか、一緒に管理の中に入れたほうがいいと思うんですけど、今後、考えていただいてよろしいでしょうか。御答弁お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） はい、検討させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 101 号について採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 101 は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）

日程第 24 議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 23、議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」及び日程第 24、議案第 103 号「公の

施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」の 2 件につきましては、まとめて公募を行っております。

よって、会議規則第 35 条の規定により、一括議題として、一括して採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 102 号及び議案第 103 号の 2 件を一括議題とし、一括して採決まで行うことに決定いたしました。

日程第 23、議案第 102 号及び日程第 24、議案第 103 号を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、一括議題としていただきました議案書 25 ページ、議案第 102 号及び 26 ページ、議案第 103 号について、御説明を申し上げます。

この 2 施設につきましては、同一敷地、関連施設でございますので、一括して募集を行っております。

まず、25 ページ、議案第 102 号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称、阿蘇市温水プール温泉施設。

次に、26 ページ、議案第 103 号になります。公の施設の名称、阿蘇市交流促進センターでございます。

指定管理者に指定する団体、いずれも東京都中野区中野 2 丁目 14 番 16 号、東京アスレティッククラブ。代表者は、代表取締役 正村宏人でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 か年間。

本施設につきましては、アゼリア 21 プール、温泉及びトレーニングセンターでございます。今後の施設の在り方等も、現在、検討中でもありますことから、募集に当たりましては非公募といたしまして、その期間も令和 8 年度末までの 2 か年間といたしたところでございます。

以上、2 件一括して御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、甲斐純一郎君。

○8 番（甲斐純一郎君） 8 番、甲斐でございます。

アゼリア 21 につきましては、これまで四、五回、一般質問をやらせていただきました。そして、今年度のはじめ、施政方針の中で、昨年 3 月、検討委員会からの答申があったと。それを踏まえ、今後の在り方について協議してまいりますという話がありましたけども、その後、何ら話が出てきておりません。どうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。全員協議会でも 2 度説明させていただいたと思いますけれども、現在、その答申を受けて売却、民間の力

をお借りしながら、売却を視野に検討を重ねているところでございますし、分筆等の予算を計上させていただいているところでございます。

庁内の会議については、鋭意検討をさせていただいている段階で、まだ不動産鑑定であるとか、分筆等の売却に向けた準備を現在しているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） それがですね、僕らの耳には検討ばかりしか耳に入ってこないんですね。どのような形で進んでいっているか、というところが聞きたいんですけども、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今後につきましては、関係課としっかり協議をしながら、やはり相手がいる話になってまいりますので、これまで要望活動もしっかりさせていただいておりますし、民間の方のお力をお借りしたいというふうに考えておりますので、今後、今しっかり準備をしておりますので、今後、売却に向けて庁内でも具体的に進めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 最後ですけども、このアゼリアにつきましては、存続を願う8,000人からの署名が集まりました。私の頭に残っているのは、副市長が「この問題にスピード感をもって対応したい」ということがしっかりと頭に残っておりますので、くれぐれもスピード感を持って、慎重に御検討いただきたいと思っております。

いずれにしても、プールの維持費は延々と続いております。よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御意見でございますけども、スピード感をもって対処したいということで、答弁させていただいたと思っております。その後、すぐに検討委員会を立ち上げまして、専門家によります検討をさせていただいたというところでございます。

専門家の結論としましては、何点か出ていると。その結論につきまして、庁内のほうで段階的に検討を重ねているというところでございます。

先ほど財政課長が申しましたように、今までも東京あたりの企業に、何回もお願い等に参加しておりまして、なかなか芳しい返事はいただいておりますけれども、そういった努力もしているということは、御承知おきいただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 売却ということですけど、その売却の方針はいつ決まって、私たちはちょっと記憶にないんですけど、いつ頃説明いただけたのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 本年の6月の全員協議会の中で、売却も視野に進めていきたいということで、方向性をお示しさせていただいたと思っております。

- 議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。
- 17 番（谷崎利浩君） 視野に入れて検討して、売却と決めたのはいつですか。
- 議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（廣瀬和英君） まだ、正式に売却という部分で決定はしておりませんが、売却の方向で進めていきたいということで、今、準備中でございます。
- 議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。
- 17 番（谷崎利浩君） その方向でやるために 2 年間契約して、もうちょっと時間がほしいという意味で、また指定管理をお願いするということで、理解していいんですか。
- 議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（廣瀬和英君） 指定の期間については、通常であれば 5 年という設定をしておりますけれども、市の方向性が決まった段階で、指定管理をお断りするような場合もございますので、今回は 2 年ということで、引き続き非公募という形で東京アスレティッククラブのほうにお願いしたいと考えております。
- 議長（菅 敏徳君） 12 番議員、市原正君。
- 12 番（市原 正君） 12 番、市原ですけども、温水プールということで指定管理を出してありますが、現在プールは閉鎖しているんでしょう。それだったらですよ、その分は指定管理の料金から引いてますか。その辺はどうなってますか。
- 議長（菅 敏徳君） 教育課長。
- 教育課長（松岡幸治君） プールにかかる経費については、引ける分を控除した上での試算となっております。
- 議長（菅 敏徳君） 10 番議員、竹原祐一君。
- 10 番（竹原祐一君） この東京アスレティックとの契約なんですけど、以前、灯油が高騰したときに、これはアスレティックと契約した数量なので、使用していなくても、その差額は払うということで予算が上がっていましたが、今回は実際プールも何もない状態で、そういう灯油の使用というか、そういう数量は決めて契約をしているのかどうか、お聞きしたいと思います。
- 議長（菅 敏徳君） 教育課長。
- 教育課長（松岡幸治君） 現在の温泉設備を動かすために、燃料が必要ということで計上しております。その際に、プールを使用しないからといって、燃料部分が著しく減るということはないという回答だったと、すみません、前回、質問があったときには、そういう回答だったというふうに記憶しております。
- 議長（菅 敏徳君） 10 番議員、竹原祐一君。
- 10 番（竹原祐一君） いや、ちょっとおかしいんですけど、あのかのときの回答については、「使用していなくても契約がそういう形になっている」と、そういう答弁をいただきましたけど。
- 議長（菅 敏徳君） 教育部長。
- 教育部長（山口貴生君） ただ今の御質問にお答えします。そもそもですね、灯油代があ

まり変わらなかったという説明のときに、もともとのつくりが温泉を汲み上げて、その温泉の熱を利用してプールのほうに温水として行くということでございますので、結果、温泉が上がらないところの部分で、燃料を使って熱源を利用して温泉のほうに行くということは、結局、入浴で使う分の熱源で温水に利用しているので、結果的に灯油代は変わらないという説明になります。

リスク分担の話は、もともと指定管理に出すときに、灯油の値段が1リッター幾らということで試算を出すんですけども、近年の物価高騰で、結果的に何十円も引き上がったような状態になりますので、その上がった分については、最終的に精算という形で支払っていることになります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） この指定管理については、売却を視野に入れた施設を指定管理に出すというのは、どうもちょっと意味が分からないという質問ですが、いかがでしょう。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 売却の方向で進めているところではございます。ただ、現に利用されている温泉、トレーニングセンターを利用されている方がおられますので、しっかり管理はしていく必要がございますので、今回2年間の公募という形を取らせていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第102号及び議題第103号の2件について一括して採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号及び議題第103号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）

日程第26 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）

日程第27 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第25、議案第104号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」から日程第27、議案第106号「公の施設の指定

管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」までの 3 件について、まとめて公募を行っております。

よって、会議規則第 35 条の規定により、一括議題として、一括して採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件を一括議題として、一括で採決まで行うことに決定いたしました。

日程第 25、議案第 104 号から日程第 27、議案第 106 号までの 3 件を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、一括議題としていただきました議案書 27 ページ、議案第 104 号から 29 ページ、議案第 106 号について、御説明を申し上げます。

この 3 施設につきましても、関連施設の一体型の施設でございますので、一括して募集を行っております。

まず、27 ページ、議案第 104 号になります。公の施設の指定管理者の指定について、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇体育館でございます。

次に、28 ページ、議案第 105 号、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇体育館武道場でございます。

めくっていただきまして、29 ページ、公の施設の名称、阿蘇市阿蘇多目的広場でございます。

指定管理者に指定する団体は、いずれも株式会社ASOワークネット。代表者は、代表取締役社長 佐藤義興でございます。

指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

本施設につきましては、公募での募集といたしたところでございます。

以上、3 件、一括で御提案申し上げますので、御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件について一括して採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

各常任委員会の付託につきましては、議案第 81 号から議案第 88 号までの 8 件を配付しております。付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

このあと、11 時 45 分から全員協議会を開催します。全員協議会室にて行いますので、お集まりください

お疲れさまでした。

午前 11 時 39 分 散会